

「北の近江振興」高校生サミット実施運営業務委託 仕様書

1. 委託業務名

「北の近江振興」高校生サミット実施運営業務

2. 委託業務の目的

北部地域（長浜市、米原市、高島市）の県立高等学校で学ぶ生徒（以下、「高校生」という。）が、高校の枠を超えてつながり、北部の魅力や課題を探究することを通して北部地域の未来について考え、まとめた提言等を発信する場として開催する。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月20日（金）まで

4. 委託業務の内容

(1) 業務概要

- ・北部地域の高校生が交流を深めながら、地域資源や魅力・課題を発見し、活用や解決方法について検討し実践する探究的な学びを支援する。((2)②、③、④)
- ・学びの深化と地域への発信の機会として、探究的な学びに取り組んだ生徒が研究成果を持ち寄り、発表し、議論する“「北の近江振興」高校生サミット”を開催する。((2)①、⑤)

(2) 具体的な業務内容

① 高校への事業説明会の実施、参加者とりまとめ

事業開始にあたり、北部地域の県立高校（9校）に対し「北の近江振興」高校生サミット事業の趣旨および活動方針等についての説明会を実施すること。（オンラインも可）

- ・説明会にあたっては、事業説明資料等を作成し、その内容については事前に県に確認すること。
- ・事業説明会で用いる説明資料は、高校生にも分かりやすい表現に努めること。
- ・事業説明会実施後、各参加校から選出される参加高校生のとりまとめを行うこと。（高校ごとのグループでの参加を想定。）

② キックオフミーティングの開催に関する企画・運営

主に発表グループを対象としたキックオフミーティングを開催すること。開催にあたっては次のことに留意した企画・運営を行うこと。

- ・高校生が北部地域の現状や課題等について理解を深められる内容とすること。
- ・探究活動に対する高校生の意欲を高め、やる気を引き出す演出に努めること。
- ・高校生が学校の枠を超えて、グループワークなどの交流ができるよう工夫すること。
- ・会場の確保、設営および撤去、配布資料の作成、司会進行、関係者調整等、運営全般を行うこと。なお、作成する資料の内容については、事前に県に確認すること。
- ・開催時期は7月～8月の休日もしくは夏季休業中とする。
- ・会場は、参加生徒の利便性等を考慮すること。また、参加高校生の交通費は受託者の負担とする。

- ・参加生徒数は40名程度を想定する。（9校から各1グループ以上の参加）

③ 中間報告会の開催に関する企画・運営

各グループが取り組む探究活動を共有し交流する場として、中間報告会を開催し、開催にあたっては次のことに留意した企画・運営を行うこと。

- ・各グループの探究活動の模擬発表を行い、高校生が相互にディスカッションすることを通じて学びと交流が深まるよう工夫すること。
- ・模擬発表に対して専門的な助言、指導を行い、高校生サミットに向けた発表の準備を支援すること。なお、配布資料を作成する場合は内容を事前に県に確認すること。
- ・会場の確保、設営および撤去、司会進行、関係者調整等、運営全般を行うこと。なお、配布資料を作成する場合は、その内容について事前に県に確認すること。
- ・開催時期は12月頃の休日とする。
- ・会場は、参加高校生の利便性等を考慮すること。また、参加生徒の交通費は受託者の負担とする。

④ 探究活動および情報発信の方法にかかる支援

各グループの探究活動および効果的な情報発信の手法等に関する支援については、次のことに留意すること。

- ・各参加校の担当者と十分調整を行うこと。
- ・探究活動の発表、提案に向けた資料作成やプレゼンテーション手法の指導など効果的な情報発信について助言指導を行うこと。
- ・各参加校の担当者から地域人材や専門人材、関係団体等とのコーディネートへの依頼があった場合、速やかに対応すること。

⑤ 「北の近江振興」高校生サミットの開催に関する企画・広報・運営

探究活動の成果を基に各高校のグループが発表、提案するとともに、北部地域の未来について、地域住民や関係者とともに考えるための「北の近江振興」高校生サミットを開催し、開催にあたっては次のことに留意した企画・運営を行うこと。

- ・各グループによる発表、提言および高校生と地域関係者等によるパネルディスカッションを内容とする。
- ・北部地域の事業者、行政関係者、地域団体等にコメンテーターとして参加いただくなど、北部地域の振興につながる取り組みとすること。
- ・探究活動の成果、提言等を広く地域住民や高校生、中学生、事業者、行政関係者等に発信するため、広報活動に努めること。
- ・会場では、各参加校の取組および高校生の活動をパネル展示するなど、探究活動のみならず、各高校の魅力を発信するよう務めること。
- ・コメンテーターおよびパネルディスカッションのパネリストの選任については県教委育委員会事務局担当者と協議し、受託者が出演依頼等を行うこと。
- ・会場の確保、設営および撤去、配布資料の作成、司会進行、関係者調整等、運営全般を行うこと。なお、作成する資料の内容については、事前に県に確認すること。
- ・開催時期は、令和8年1～2月頃の休日とする。

- ・会場は、参加生徒の利便性等を考慮すること。また、参加高校生の交通費は受託者の負担とする。

⑥ 参加者へのアンケートの実施

参加高校生等に対し、効果検証のためのアンケート調査を実施すること。

(3) 支援において留意する点

- ・高校生の主体的な活動を促すよう配慮するとともに、各学校担当者との連携に努めること。
- ・参加高校生が相互に学びを深め、ともに考えられるよう、参加高校生間の交流の機会創出に務めること。
- ・参加高校生や一部の高校生だけの取組とせず、広く高校生や中学生、地域住民等の関心を高める工夫をすること。(例示:オンライン配信やマスメディア活用など)

(4) 業務スケジュール(予定)

業務のスケジュールについては、以下を原則とし、企画内容等に応じて、受託者と県の協議によりスケジュールを調整する。

令和7年6月～7月頃	高校への事業説明会、参加者募集
令和7年7月～8月頃	キックオフミーティング開催
令和7年12月頃	中間報告会
令和8年1月～2月頃	「北の近江振興」高校生サミット開催
令和8年3月	業務報告書提出

なお、キックオフミーティングから「北の近江振興」高校生サミット開催まで、必要に応じて適時探究活動および情報発信の方法にかかる支援を行うこと。

5. 実績報告等

- (1) 受託者は、本委託業務の完了後、委託業務の内容をまとめた報告書およびそれらを記録した電子記録媒体(CD-R等)各2部を県に提出することとする。

成果物

- ① 報告書(印刷物およびCD-R等): 正副2部

書き込みデータ形式は原則Microsoft Office形式とするが、詳細については業務着手時の打合せにより決定する。

- ② 動画の場合は、DVD-ROM等に格納し2部納品すること。動画のファイル形式は、MP4形式とする。

(2) 納入場所

滋賀県教育委員会事務局高校教育課魅力ある高校づくり推進室
(〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号)

6. その他留意事項

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議の上、決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受託者は、滋賀県教育委員会事務局高校教育課と協議し適時

連絡を取るほか、滋賀県総合企画部企画調整課新駅問題対策・特定プロジェクト推進室の北の近江振興担当（北の近江振興事務所）と連携を図ること。

- (3) 各会場費用、広報、消耗品費、交通費等、その他事業実施に要する一切の費用は受託者の負担とする。
- (4) 滋賀県教育委員会事務局高校教育課は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) 本仕様書4（2）の実施にあたっては、安全確保等について十分な対策をたて、参加者について不測の事態に備え傷害保険等に参加しておくこと。
- (6) 受託者は、当該受託業務について、責任者を置き、また業務を円滑かつ安全に行うため、適切な補助員の配置を行うこと。
- (7) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守することとする。
- (8) 本業務の履行に際し、他者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (9) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (10) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、事業終了後、取得したデータ等は破棄すること。
- (11) 受託者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、本事業を進める上で知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用してはならないこと。また、事業終了後、取得した個人情報は破棄すること。
- (12) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCCに設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。また、事前にメール確認者を県へ報告すること。
- (13) 成果物に関する著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (14) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提出し、協議、了解を得ることとする。また責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (15) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書にない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (16) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。